

著作権取扱い規則

2007年12月1日理事会決定

2008年12月19日改訂

2013年11月30日改訂

(目的)

第1条 この規程は、都市住宅学会（以下「本学会」という。）が、都市住宅学の発展のため情報の発信を積極的に行うべきことにかんがみ、本学会が利用するあらゆる情報発信メディア（「都市住宅学」、その他電子媒体を含むあらゆるメディアをいう。）に掲載される著作物（論文、論説、研究、報告、座談会、記事、その他のあらゆる著作物をいう。）に係る著作権の取扱いについて定めることを目的とする。

(適切な契約の締結)

第2条 本学会は、著作権の権利が著作者に帰属する私権であり、適切な契約によらずにはその帰属を変更できないものであることにかんがみ、前条の目的を達するため、著作者と適切な契約を交わすものとする。

(著作権の譲渡)

第3条 本学会は、第1条に定める目的を達するため、前条に定める適切な契約により、情報発信メディアに掲載される著作物の著作権（著作権法第2章第3節第3款に規定するすべての権利をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）について、無償又は有償により、著作者からの譲渡を受けるものとする。

- 2 前項の契約は、投稿された論文等にあつては、別に定める投稿規程に従い、投稿者から、著作権の譲渡を承認する旨の意思表示を得ることにより、また、その他の著作物にあつては、著作者と個別の契約を交わすことにより、行うものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定は、著作者の著作権のみに係るものであり、著作権の譲渡後においても著作者が有する著作者人格権に影響を及ぼすものではない。
- 4 本学会は、情報発信メディアへの掲載に伴い著作権が譲渡された著作物について、著作者自身による利用にも当学会の許諾が必要になること、本学会又は第三者（本学会と著作者本人以外のすべての者をいう。）の利用について著作者は引き続き著作者人格権を行使できること等、著作権譲渡後の権利関係について、著作者に告知を行うものとする。

(利用の許諾)

第4条 当誌への掲載により著作権が本学会に譲渡された著作物について、第三者から利用の許諾申請があった場合には、本学会は、無償又は有償により、その利用を許諾することができる。

- 2 前項の許諾を行う場合の対価及び附帯条件並びに当該対価の使用については、別に定める。

附 則

この規則は、2013年11月30日から実施し、同日前に当誌に投稿・提出された著作物については、従前の例によるものとする。

著作権取扱規則に関する細則

1 「都市住宅学」に係る著作権取扱規則（以下「規則」という）第 2 条に定める契約は、次の各号に定める方式で交わすものとする。

(1)投稿論文

論文・論説・報告・応募要領に著作権の譲渡を明記するとともに、投稿原稿審査申込書の中にこれへの同意を明記して署名を得る

(2)依頼執筆原稿

執筆依頼書に著作権の譲渡を明記するとともに、執筆承諾書の中にこれへの同意を明記して署名を得る

(3)シンポジウム等での講演・発言出演依頼書に著作権の譲渡を明記するとともに、出演承諾書の中にこれへの同意を明記して署名を得る

2 本学会は、著作権が本学会に譲渡された著作物について、著作者本人から利用許諾申請があったときは、許諾するものとする。ただし、商業的利用を目的とする場合は、当該著作物の刊行後 1 年を経過するまでの間、その許諾を留保することができる。

3 本学会は、著作権が本学会に譲渡された著作物について次の利用許諾申請があったときは、規則第 4 条の規定に従い、当該利用に伴い、当誌名、当該著作物が掲載された当誌の巻・号及び当誌初出であることを明記することを条件として、原則として無償での利用を許諾するものとする。

(1)出版社等から、当該著作者を著者、分担執筆者等とする刊行物への再掲載の許諾申請があったとき

(2)機関リポジトリ事業に取り組む大学図書館等の機関から、再掲載の許諾申請があったとき

(3)講演会主催者等から、当該著作者による講演の配信資料として利用したい旨の許諾申請があったとき
